

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	取消等該当関連情報登録票ファイル	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部運転免許本部流山運転免許センター	
個人情報ファイル等の利用目的	免許取得又は運転継続の可否、身体の状態に応じた条件を付与するため	
記録項目	執行課への通報 1 文書番号、2 本籍、3 住所、4 氏名、5 電話番号、6 生年月日、7 年齢、8 免許証番号、9 免許種別、10 免許条件、11 交付年月日、12 交付番号、13 交付公安委員会、14 免許証有効期限、15 病名、16 通報理由 都道府県警察間の書類移送 1 文書番号、2 住所、3 氏名、4 性別、5 電話番号、6 生年月日、7 年齢、8 免許証番号、9 免許種別、10 免許条件、11 交付年月日、12 交付番号、13 交付公安委員会、14 免許証有効期限、15 病名、16 移送理由、17 発見端緒、18 担当者 都道府県警察署からの発見報告 1 文書番号、2 本籍、3 住所、4 氏名、5 性別、6 生年月日、7 年齢、8 電話番号、9 免許証番号、10 免許種別、11 免許条件、12 交付年月日、13 交付番号、14 交付公安委員会、15 許証有効期限、16 病名、17 通報理由等、18 家族・親族等の情報	
記録範囲	病歴及び負傷歴の対象者、病気が疑われる者	
記録情報の収集方法	対象者からの申告、他所からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター
	(所在地)	〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—